

第24回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和5年（2023年）10月24日（火）午後5時15分～6時45分
2. 場 所 国立市役所 第4会議室
3. 出席者 委員8名
委員 大島委員、押田委員、神田委員、小島委員、炭谷委員、古川委員、三井委員、
呂委員
事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【事務局】 定刻となりましたので、これより第24回国立市人権・平和のまちづくり審議会を開始いたします。

なお、現時点で本審議会の会長がまだ選出されておられませんので、会長が選出されるまでは、政策経営部市長室長の吉田が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事に先立ちまして、今回から第3期という形になりますので、委員の皆様に対しまして委嘱状を交付させていただきたいと思えます。なお、本来であれば市長から直接交付させていただくべきところですが、本日別の公務が入っておりまして、こちらに出席することができませんので、代理として人権・平和担当部長の松葉より皆様へ交付をさせていただきます。

（出席委員に対して委嘱状の交付）

【事務局】 なお、本日ご欠席の只野委員、韓委員に対しましては、次回ご出席いただいた際にあらためて交付させていただきたいと思えます。

続きまして、人権・平和担当部長の松葉より、ご挨拶申し上げます。

【人権・平和担当部長】 本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば市長が出席し、委嘱状の交付及び皆様との意見交換をさせていただくところですが、公務の都合で欠席させていただきますため、私の方から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、国立市人権・平和のまちづくり審議会の第三期第1回目の会議になります。本審議会でございますけれども、平成31年4月に施行されました「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に明記された審議会でございます。令和元年7月から第一期、令和3年7月から第二期として、これまで委員の皆様方にご審議をいただきまして、今年6月末には市が基本方針を策定する上での考え方についての答申をいただいたところでございます。現在、市の方で基本方針を策定中でありまして、まさに現在パブリックコメントを実施しているところです。市民の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、さらに内容を検討して今年度中の策定ということを目指して進めているところでございます。

さて、本審議会の第三期として委員を委嘱させていただきました皆様方におかれましては、今後、この基本条例に記載がございます「推進計画」に関して中心にご議論いただくということを想定しております。後程、改めて正式に諮問という形をさせていただきますけれども、この推進計画につきましては、市がソーシャル・インクルージョンの理念のもと、まちづくりを進める上で大変重要な計画となります。熱心なご審議を引き続きお願いできればというふうに考えております。本日よりよろしくお願いいたします。

【事務局】 本審議会の事務局を担当する職員をご紹介します。あらためてですが、政策経営部市長室長の吉田です。よろしくお願いいたします。続きまして、平和・人権・ダイバーシティ推進係長の鈴木です。同じく担当の桑代です。よろしくお願いいたします。

本日は第三期の第1回目の会議となりますので、第一期から引き続き委員を委嘱させていただいている方もいらっしゃると思いますが、初めての参加という方もいらっしゃると思いますので、ここで皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。恐れ入りますが、大島委員から順番に、お一人2分程度でいただければと思います。

【大島委員】 第一期から市民公募委員としてずっと参加させていただいています。今後ともよろしく願います。

【押田委員】 私も大島さんと一緒に、第一期から市民公募委員として参加させていただいています。私はその前から人権課題についていろいろな協力をさせていただいたり、意見を述べさせていただいたりしてきています。自分の経歴を申し上げますと、ごみの清掃収集に長年携わってきたという経験も含めまして、現在、国立市の人権出張授業ということで、市内の小中高校に回らしていただいて、子どもたちとも交流しています。これからも、国立市の人権課題をさらに前に進めるために、微力ながら協力させていただきたいと思っています。

【三井委員】 国立市を住みやすいまちにするために、今までいろいろやってきました。これからは、この基本条例も含めて、さらに住みやすいまちにするために頑張っていきたいと思っています。

【神田委員】 弁護士をやっていますが、仕事の業務がインターネットの人権に関することが9割以上と言う感じです。よろしく願います。

【小島委員】 藤沢委員の後を引き継いで今回から入りました。父が多摩地域の被差別部落の出身で、私は国立市には、20代前半から関わるようになりました。部落解放同盟国立支部は、1970年に結成した時にはたくさんの人が参加していたわけですが、現在は世代交代や世帯数の減少などの影響で部落解放同盟の支部としては、わずかな組織状態になってきています。そうした中で、ご承知のとおり、現在はインターネット上の問題が多く起こっており、被差別部落の人たちの生活が非常に脅かされています。そうした差別を許さないという取り組みを進めるとともに、現在も結婚差別が起こったりするわけですから、そうした差別をなくす取り組みを進めていきたいというふうに思うわけです。一方で、部落の人たちの中には、表立って部落ということを出したくないという気持ちも非常に多くあるわけです。啓発・教育の重要性ということに対して、部落の人たちのそういう気持ちの問題については、私自身もちょっと模索しながらのことになると思いますが、国立市の人権意識の推進に向けて努めていきたいと思っていますので、よろしく願います。

【炭谷委員】 この審議会の委員を務めさせていただき、いつも大変勉強になっています。この会に来る前に、東京都教育委員会から頼まれて、先生に対して人権に関する講演をしてきたのですが、その中でもやはり、国立市の基本条例は大変素晴らしい条例であって、いろんな全国の市町村の中でもやはりトップクラスにあるだろうと。こういったことがありますので、審議会の委員を務めさせていただくというのは、私自身は大変嬉しく思っております。

【古川委員】 弁護士の古川と申します。事務所は八王子ひまわり法律事務所というところですので八王子市になりますが、私自身出身はここ隣の国分寺市で今国分寺市に住んでいます。国立市の基本条例は、先進的な条例ができていますが、その条例の作成にも関わらせていただきました。はたしてこの条例を使って市としてどのような取り組みができるのかというところは、条例があるだけではあまり意味があるとは思えませんので、この条例の中でどんなことができるのかというところに関心を持っておりまして、いよいよそういった時期に入り始めということで、引き続き参加させていただいていくのを嬉しく思っております。よろしく願います。

【呂委員】 呂と申します。在日朝鮮人の三世です。私の祖父母が今の韓国から1940年代に日本に渡ってきまして、私自身、三重県生まれで福井県育ち、そして結婚後は東京にずっと暮らしています。私もこの審議会に関わって長いのですが、その間に、私たちのような在日外国人の人権状況が良くなったのかな、それとも後退したのかなと。私だけでなく、日本に住むすべての人の人権状況が、この4年間でどう変わったのかなっていうことを今思い起こしながら、やっぱりこういった審議会で議論していることが今すぐに結果が見えてこなかったり、成果が見えてこなかったりするんですけども、私自身、やはりこの審議会の活動に携わりながら、こういうことがやっぱり国立市だけではなく日本社会の人権を良くするために、間違いなく一步一步進んでいっているということを確認というかそういう気持ちを持って携わっています。また、やはりこの審議会に関わってよかったと思うのは、自分自身がやはり自分たちの在日外国人の人権とか差別とかそういうのだけを見せない範囲で考えてきたんですけども、やっぱりこの審議会に携わらせていただいたことで、外国人の問題だけじゃなしにいろんなやっぱり人権課題がこの国立市や日本社会にあるということを私自身知れたことによって、広い視野を持

って活動できることになったのがとてもよかったと思っております。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして、本審議会の会長及び副会長の選出に入らせていただきます。国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例施行規則第三条において、委員の皆様による互選により会長を選出することとなっております。委員の皆様の中で自薦及び他薦の方いらっしゃいましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

【大島委員】 炭谷委員が適任なのではと思います。ぜひお願いしたいと思います。

【事務局】 ただいまのご意見について、ご異議ございませんでしょうか。

(委員より異議なしの発言)

【事務局】 では、本審議会の会長は炭谷委員にお願いしたいと思います。

続きまして、副会長の選出については、会長が指名するという事となっておりますので、炭谷会長より副会長のご指名をお願いいたします。

【炭谷会長】 これまでも副会長として務めていただきました古川委員に、引き続きぜひ副会長になっていただきたいと思いますと思っております。国立市の様々な取り組みにも深く関与されていらっしゃるっており、ぜひお願いしたいと思います。

【事務局】 ただいまのご意見について、ご異議ございませんでしょうか。

(委員より異議なしの発言)

【事務局】 それでは、お一言ずついただければと思います。

【炭谷会長】 何とか皆様方ご協力をいただきながら、務めてまいりたいと思います。先ほど申し上げましたが、私は国立市の基本条例を誇りに思っております。よろしくお願いします。

【古川副会長】 万が一、会長がご欠席された際には対応をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして、市長より諮問をさせていただきます。こちらについても、代理として人権・平和担当部長の松葉より、炭谷会長に諮問書を手交させていただきたいと思います。皆様の本日の資料の中では、資料3が諮問書の写しとなっております。

【人権・平和担当部長】 国立市人権・平和のまちづくり審議会会長様。諮問書。

市が、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例第10条に基づく人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（「推進計画」）を策定するにあたり、基本条例第16条に基づき、貴審議会のご意見を伺いいただく、諮問いたします。

1、諮問事項。人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための推進計画について。

2、諮問理由。市では、基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。人権・平和のまちづくりを総合的に推進するため、市は今後推進計画を策定することとしており、その内容等について貴審議会のご意見を伺うものです。

よろしくお願いします。

【事務局】 ただいまの諮問についてですけれども、推進計画自体は最終的には市の方で定めさせていただきます。よってこの審議会の中では、この推進計画に盛り込むべき内容についてご意見をいただき、答申をいただきたいと思いますと思っております。その答申をいただいた後、市としてパブリックコメント等を踏まえて定めていくという手続きで参りたいと思います。

それでは、ここから会議の進行を炭谷会長に引き継ぎたいと思います。炭谷会長よろしくお願いします。

【炭谷会長】 それではここから、私の方で議事の進行を務めさせていただきます。

はじめに、本審議会の公開や会議録の取り扱い等、会議運営につきまして皆様のご承認をいただきたいと思います。詳細につきましては事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本会議における取り決め事項について説明させていただきます。ご承認をいただきたい点は4点になります。

まず1点目。会議は原則公開とすること。2点目。会議内容を録音して、会議録として残すこと。3点目。会議録は市のホームページ等において公表すること。4点目、審議会の記録のため、写真を撮影することがあること。以上4点です。

【炭谷会長】 ただいま事務局から本審議会の取り決めについてご説明をいただきました。ただいまご説明があった件についてご異議がありますでしょうか。

特にご異議がないようですので、この件については承認とさせていただきます。

次に配布いたしました資料の確認をいたしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

(配布資料の確認)

【炭谷会長】 続きまして、第3期となる本審議会の役割や今後の審議の流れなどについて、確認したいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料につきましては、資料4、5をご覧くださいと思います。

先ほど、推進計画について市長より諮問をさせていただきましたが、この推進計画のことにについて再度ご説明いたします。まず、基本条例の第9条で、市長が基本方針を策定することが書かれています。その次の第10条において、市長は人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画、これを推進計画と言っていますけれども、これを策定するとされています。この第10条に書かれている推進計画について今後ご審議をいただくことになります。

また、あらためてとなりますが、まず基本条例については、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するにあたって、その大元の基本を定めた条例になります。そしてその条例のもと、人権・平和のまちづくりを総合的に推進していくということの理念、その理念を推進するための基本的な考え方を示したものが現在市で策定中の基本方針となります。そして、より具体的な推進方策等について記していくものが推進計画になるかと思っております。

続きまして資料5をご覧ください。委員の皆様の任期は2年となっておりますので、皆様方の任期は令和7年の9月末までとなります。その間にどのような流れで審議を行っていただくかということですが、本日、推進計画について諮問させていただきました。次の開催は、今年度中は実施をせずに、来年度からあらためてスタートさせていただきたいと考えております。現在、基本方針を策定中になっておりますので、それをきちんと年度内に策定したのち、推進計画にうつりたいと思っている次第です。また、この推進計画の中で、市民意識調査を令和6年度に実施する予定ですので、こういった調査が適切か、こういった項目を市民に聞いていくのがよいかというようなご議論を、前半の方でさせていただきたいと考えております。この市民意識調査については、後程またご説明させていただきます。おおよそ1か月半から2か月ぐらいのペースで開催させていただきたいと思っております。そして、市民意識調査の結果を受けまして、具体的に推進計画をご検討いただいた後に、令和7年の8月末頃に答申をいただく見込みとさせていただいております。

【炭谷会長】 ここまでの間、何かご質問がありましたらお願いをいたします。

【押田委員】 年度を表現するときに、西暦で表現していただきたい。資料では令和という形でしか書かれていなのですが、私どもは西暦で通常やっていて、これの方がよっぽど一般的だろうというふうに思いますので、どうしても役所として和暦を使わざるをえないとすれば、併記して、少なくとも西暦はきちんと載せていただきたいというふうに思います。

【三井委員】 今の押田委員と同じで私もそういう形で入れて欲しいです。

【炭谷委員】 それでは、先ほど事務局から説明ができました、来年度行う予定の市民意識調査について、確認しておきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料6をご覧くださいと思います。

人権・平和のまちづくりに関する市民意識調査についてということで、まず基本条例において、市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して必要な実態調査を行い、市の政策に反映するものとする」と記載されています。

これまで人権・平和という観点のみでの市民意識調査を行ったことは当市ではおそらくなく、今回初めて実施するものとなります。調査の実施についてですが、現在考えております案としては、郵送とウェブを併用しての調査を想定しています。また、対象としては市内在住の18歳以上の男女3,000人。これは市が行っているほかの様々な調査でも同じような形になっています。対象の抽出方法ですけれども、住民基本台帳からの層化無作為抽出という形で、年齢層ごとに人数の割合を出して抽出していくという形を想定しています。調査の時期ですけれども、先ほどの資料5の方でも少し出てきましたが、来年度の前半の方で調査内容をご検討いただきまして、秋頃の調査実施を想定しております。今後、質問項目、それからやり方等をご議論いただきたいと思いますと考えております。

【炭谷会長】 非常に重要な調査だと思いますけれども、ご意見をいただければありがたいと

思います。また、市民意識調査以外にも先ほどからの事務局からの説明について質問などがあればご発言をよろしくお願いします。いくつか他の自治体の意識調査の資料も参考配布されていますので、ご参考としていただければと思います。

【事務局】 委員の皆様には配布している他の自治体の意識調査については、あくまで参考資料という形で、インターネット上に公開されているものをいくつか本日配らせていただきました。

本日の審議会が終わりますと、次を4月以降に予定しております、少し期間が空いてしまいます。その4月以降からは調査項目についてのご議論をいただく予定ですので、その間のご参考までとして、ご覧いただければということで参考に配らせていただいております。

【炭谷会長】 現在、基本方針のパブリックコメントをされていますよね。11月2日までだと思うのですが、今現在でどれだけの意見が寄せられていますでしょうか。

【事務局】 パブリックコメントについては、市内の各公共施設に意見回収箱を置いてございまして、そこをまだ開けておりませんので、申し訳ありません件数については現時点では把握しておりません。メールでのご意見については現時点ではありません。

【古川副会長】 調査について私の問題意識というか、これまでも教育の場における人権教育などのお話も出ていたかと思います。18歳以上という限定をする必要があるのかということ、中学生ぐらいの方であれば意見が聞けるかとも思いますので、そのような機会を設けてもいいのかなと。何を聞くのかというところで、大人と全く同じ内容にはならないのだと思いますが、そういう観点があってもいいのではないかとことがあります。また、調査対象というのはきっちり3,000人でなければいけないのか。例えば郵送で書面調査の場合にはですね3,000件しか予算的にも限界あると思うのですが、そこにQRコードとかをつけてそのウェブ調査も大体どこでもできるようにやっているかと思います。そのやり方であれば、例えばポスターにQRコードを掲載してやるのもありなのでは。むしろ人数を限定しているように見えてもいいえるので、関心のある方はアンケートに答えるという形でもいいのかしかしそれだとその偏ってしまうということであれば、完全に指定した人しか答えられませんよということもある。そこら辺はせっきくの調査なので、きちっと実績が取れるような形の調査方法というのは、まだ検討できるのかなと思いました。

あとは、例えば高齢者についての調査ですと、施設で働いている方向けのアンケートですとか3種類ぐらいに分けて国分寺市などでもアンケート調査をとっておりますので、そういった観点もありかなというふうにこれを見て考えました。

【炭谷会長】 意識調査の調査対象をどうするか。これは結構統計的にも難しいところがありますので検討しなければと思っております。また、誰でもいいとなると、偏りというのが少し心配ですから、ウェブ内で出す人は、自由欄については回答していいとか、いろいろ調査の工夫があるかと思います。私からの質問ですが、調査方法として郵送とウェブの併用と書いてありますね。これはどういうことなのでしょう。

【事務局】 現時点で考えておりましたのは、調査票を3,000人にお送りする際、その調査票の中に、QRコードというものを記載しておいて、ウェブでの回答でも紙での回答でもどちらでもいいですよと、そういった対応は既にいろんな調査で行っていることもありますので、そういった対応を想定しておりました。

【炭谷会長】 この意識調査をやる以上、目的として、どんな推進計画を想定するかそれとの関連を考えておかないと数字だけ集まってもあまり意味がない。どんな推進計画を作るかということを頭に置いてそれに必要な意識調査を行うということが重要じゃないかなと思っております。そのような意味で、私は最近の人権について、人権知識とか人権に対する関心というか、人権知識ということについては、なにか偏っているのではないかなという気がしています。つまり、人権知識をどこから得ているのか、みんなインターネットから得ている人が大変多いのですけれども、それがインターネットで出る情報が正しければいいのだけれども、必ずしも正しくない。私自身、実際に見てみると、上の方に出てくる情報で明らかに誤りだと、明らかにヘイトスピーチ的な内容が含まれるもののがかなり含まれるのです。そういうものから知識を得るとすると、大変心配になる。だから私は、推進計画を作る際は、いろんな人権意識をどういうふうにしていくか。これからの人権施策において大変重要な問題になるのではないかなというふうな意識を持っています。特に同和問題とかですね。それから、外国人に関する内容も特に最近出てきているんですね。これらは、学校教育の中でしっかりと基礎ができていれば、

そういったインターネットによる間違った情報に左右されることはないんだと思うけれども、どうもそういったものがないために、LGBTQ の方や外国人差別、部落差別についても、それに、その知識が入ってしまうために、差別が起こっているということが今の人権問題をいろいろ見てみるとある。ネットの影響というのは大変強いなというふうに思っています。意識調査で、今現在人権に関してどこで勉強していますか、とか、どこから情報を得ていますか、とか、こういう調査が非常に必要な事項ではないかなというふうに思っています。

【大島委員】 古川委員のおっしゃられたように、階層をどこまでするかということは、ここである程度決めといた方がいいのかなというふうに思います。やはり小中学生の意見というのも調査対象にできるものであればの方がいいのかなと思います。ただやり方は難しいとは思いますが。教育委員会との連携が必要になってくる。簡単ではないかもしれませんが、私の知っている範囲だと武蔵野市が児童の権利に関する条約のことで小中学生に意見を聞いたというのは聞いています。国立市でも、再犯防止推進計画を立てる上で、小中高生から意見を募集して、250 人ぐらいのデータを集めて分析をして、一体子どもたちはどういうことを考えているのだろうっていうのを一応やろうとはしています。まだ集計段階ですけども。だから、やはり大人に限定するのか、あるいはある程度子どもの意見を聞いてみるのかというのは考えたほうがいいかなと思います。

【炭谷会長】 その場合、例えば中学生を想定した場合、大人と同じような質問に答えられるかどうかということがありますので、場合によっては調査内容を変えるということもあるのかなあと思います。表現の仕方も含めてですね。また、子どもに調査をするっていうことに関しては、教育委員会も通さないとなかなかできないですよ。いきなり家庭経由で子どもに調査をするのはできにくい部分がある。でも、やるならば、それなりに大事な視点だと思うので、できるっていうことがわかった時点で、大人と同じにするのか、子どもだけ独自にするのかという視点は考えられることだと思います。

【人権・平和担当部長】 私は子ども家庭部長も兼務しております。今まさに、子ども総合計画の審議会がスタートしました。そちらの方でも、市民調査というのを同じように無作為抽出でやっています。分け方としては未就学の保護者の方と、小学生の保護者の方と、未就学児の保護者、あとは小学校5年生と中学2年生と高校2年生とか、同じように無作為抽出でアンケートを取ります。これはその保護者宛の文書も当然付けた中で、子ども向けのアンケートをします。人権の意識調査の方と時期的に重なる時期でもありますので、場合によってはそれを担当している児童青少年課の方との連携をしながら子どもにかけるアンケートの中に、こちらの必要となる内容が盛り込めるかどうか、これについては予算との関係が出てくるので、はっきりしたことが申し上げられないのですが、その辺ができれば、何かそちらの方で分けてやった方が、いいのかなと率直に思いました。ですので、その必要性について審議会の中で、子どもについてやっぱり直接そういう子どもに対して人権意識について聞く必要があるというご判断があれば、そういったことを検討したいと思います。

【大島委員】 今、小中学生全員がタブレット端末を持っているんですね。ですから、再犯防止推進計画については、端末でやりました。ですので、やるとすればネット経由で学校でもできるはずですよ。やるかどうかは別にして、そういう環境にはあります。できるだけ早くやるかやらないかを決めておかないと、来年の4月からではちょっと遅くなるかなと思います。

【人権・平和担当部長】 子ども総合計画の方は、この11月の下旬頃には調査を作成して出すということになりますので、そうするとちょっとこの調査項目について、この審議会の中で議論するほどの時間があるかというところ、少し微妙なところであるかというふうに思います。ですので、こちらの方でまた別途予算の件も含めて政策の方と協議するのと、あとまずその必要というご判断があれば、無作為抽出という形で。全件となるとやはり教育委員会との調整がいろいろ出てくることもあります。まずは、必要性があるかどうかというところを決める必要があるかなと思っています。

【炭谷会長】 確かにぜひ子どもの意見も聞きたいなと私も思いますよね。その聞き方や費用の問題もあれば、教育委員会との調整というものもあるのだと思うのですが、できればやはり子どもの権利というのは大変重要で、未来を支える子どもたちですから、ぜひ子どもの意見も重要視していけたらと思います。

【押田委員】 私も子どもの意見を聞くべきだというのは賛成です。まさに今、国立市も子ど

もの権利に関しての条例作りをしているという中で、先ほど松葉部長が言われたように、そういったアンケートを取るというのも、条例作りの中に含まれているのですよね。まさに子どもの権利の問題、子どもの権利条約なんかもありますけど、そういうものの中に生かせるものとしての子どもの意見をどうやって上げていくのかという取り組みだというふうに思います。考え方としては、私たちが今やろうとしている市民意識調査のうちの、子どもの意見も積極的に聞くというところでは全くリンクしているかなと思います。ですから、今子ども家庭部が実施しようとしている子どもの意見聴取については、それを生かせるものは十分こちらの方にも反映してもらって、うまくつなげていけるととってもいいかなというふうに思います。

【神田委員】 根本的な問題で恐縮なのですが、推進計画がどのようなものをイメージされているのかというところで、ちょっとわかってないというのがあります。何を審議していけばいいかというのがイメージできていないのですが、その前提としての、何を調査するかというような議論が上手く理解できていない状況です。

【炭谷会長】 実は、役人の世界で考えると基本方針と推進計画というのはあまり変わらないのだと思っています。計画というのは結局年度別に落とし込むとか、目標年次があるかなということと、やはり具体性がより出てくる。そういったことだと認識しています。それから、計画に基づいて予算の裏付けが付いてくる。こういったところが計画の重要なところだと思います。基本方針の場合は必ずしも市の予算の裏付けがなくても、ある意味理念的な、基本的な考えが書かれているものだと思います。いずれにしる計画の場合はより具体性と、やはり実効性、予算の裏付け、そういうものが必要になってくるというそういうものが要件になってくるだろうというふうなイメージしております。

【事務局】 まさに今、市の方で基本方針の策定作業を進めていますが、現時点では6年間という期間でこの基本方針の記載事項を達成していくということでイメージしています。そうなりますと、その達成のプロセスについては、具体的にその推進計画の中に定めながら取り組むことで、この推進計画の中でご議論いただきたい内容かと思えます。また、現在庁内で様々な部局が人権に関連した計画などを持っております。例えばしょうがいしゃの計画もありますし、ジェンダー平等の計画もあります。これらを全体的に眺めてみますと、部落差別、または外国籍の方に関する行政計画ということは、今現在は持ち合わせていないというところになりますので、こういったところを今回の推進計画の中に位置付けていく。こういったものも一つ方法かと思えます。いずれにしても、今後基本方針を定めまして、来年度以降に開催する会議の中で、市の方でこういう計画の方向性でいかがでしょうかという形で、素案を皆様にお示しした上で議論いただく方がよろしいかと思っております。その中に、その計画を定める上で実態調査については具体的にどういう項目を聞くのかということも、特に今ご意見が出ました子どもたちに対する調査ということも含め、この後事務局の方で、どうすればできるのか、どういう方法があるのかということをつくつか案をまとめたと思いますので、これらを次回またその手前で皆様の方にまとめたものがあれば、メール等で事前にご周知できればと考えています。

【炭谷会長】 一般的にいろんな地方自治体の人権の取り組みを見てみると、基本方針を作っただけでさらに推進計画を作るというのは、大変丁寧なやり方なのだと思います。他の自治体ではそこまでやっているところは少ない。大体が、基本方針とか基本指針だけで具体的に計画を作っていないところの方が多いと思うのです。それに対して国立市の場合は、ちゃんと計画まで作るというのは、それだけ真摯に取り組もうという意気込みの表れだと思います。やはり計画をしっかり作ることによって、例えばわかりやすい例で言うと、人権博物館について基本方針の中で書かれたわけですが、これは本当にどういうふうに、いつごろまでに実現するのかとかですね、そういうことを書き込むのが計画。もし計画が無いと、何となく作るという方向だけが基本方針で出て、実際につくれるかどうかやむやになってしまうという可能性もあるのですが、計画を作ることによってより具体化するということなのだと思います。

【呂委員】 基本方針の期間が現時点ではいちおう6年ということで、その6年の間に実現していくべきことについての計画を立てるということと理解しました。私はやはりさきほどから話が出ています子どもへの調査ということについて、人権意識がどのように根づいて、そして成果が出ているか。行政や市民がいろいろな活動を行うことによって、子どもたちの人権意識にどういった変化が表れるかということを知りたいと思います。少し話はそれますが、私たちも一昨

年前、朝鮮学校に通っている子どもの保護者3,000人と、あと学生たちを対象にしたアンケートを行いました。その中で、保護者の意見だと、子どもを朝鮮学校に通わせていることが子たちの将来を考えるとマイナスになっているのではないかというネガティブな答えがとても多かったのですが、子どもたちからの回答では逆の答えでした。すごく興味深いというか、親は心配しているのだけれども、実際子どもたちは朝鮮学校に通うことによってやっぱり自分のアイデンティティだとか自己肯定感だとかを高められている。子どもたちは大人が想像もしないような意見を持っているかもしれないので、私もぜひ子どもたちの意見を聞いてみたいというのがあります。

【炭谷会長】 例えばやはり部落差別についても、子どもたちがどの程度理解しているかという問題がある。実際学校は教えていると言うのですよね。教えているのだけれども実際子どもたち本当に理解しているのかどうか。そういう意味でも、子どもへの調査は意味があるのかなとも思います。

【押田委員】 次回のこの会議は、来年の4月だということなのですが、先ほどから意見が出ているように、子どもに対してどうするかということも含めて、事前に委員に対して連絡をいただけるとありがたいです。

【人権・平和担当部長】 推進計画については、どういったものかというものを、もう少しイメージできるものを作成しメールでご連絡できればというふうに思っています。6年間という基本方針の期間の中で、各年次で順々に進んでいくようなものもあれば、例えば人権博物館といったときに、それが6年後に本当に達成できるかということは、まだ正直わからないところになります。例えば子どもたちの意識を変えていこうという、人権意識を高めていこうということで目標値を設定して、それが年次進行で見えていったときに、例えば6年後に80%とか90%を目標として設定したときに、そこになっているかどうかというのはわからない。そういった時に、例えば次の推進計画に取組を継続させたりとかですね、ものによって変わってくるものがあります。ただ、やはり目標を定めていかないと、漠然としてこういうことをしましょう、こうやりますって言うても具体性が欠けますので、この推進計画に基づいて我々も予算要求をしていくということがあります。このようなことを、少し文章とか図柄も含めてわかりやすくご案内をしていく方がよろしいかと思しますので、その内容については事務局で検討します。

それと、子どもに対するアンケートの手法については、子ども家庭部と教育委員会も含めて、今日のような意見をいただいているということを踏まえた上で、また改めて皆様にメール等でご連絡をし、場合によっては個別に少しずつ話を進めていければと思います。忌憚のないご意見をいただければというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】 次回の会議は、予定としては4月以降という形になりますが、随時、必要なお連絡はメール等でさせていただきます。

お配りしている資料の中に、くにたち人権月間2023というチラシが入っていたかと思います。国では12月に「人権週間」という形で啓発がなされていますが、当市では2年前から「くにたち人権月間」という形で、人権啓発のためのイベントを実施しています。いくつか内容をご説明させていただきます。今年度は、11月10日からの1か月間を人権月間として実施します。全部で29のイベントをこの1か月間に実施する予定で、これはこの3年間で一番多い企画数になります。特に今年は、11月25日（土）に、市民芸術小ホールを終日貸し切り、人権フェスティバルを実施します。1階のホールでは、IKEA立川さんにご協力をいただき、ジェンダー平等に関する講演会を行います。その後、NPO法人ワンステップかたつむり国立さんに企画いただき、子どもたちが長崎に行かれた際の発表や展示を行っていただきます。それから市内のダンスグループLOCK★SHOWさんのダンスなどを実施いただく予定です。その後、押田委員の企画となりますが、今年市の方で行いました人権出張授業に関連して、授業を聞いた子どもたちも含め、ごみを通して人権について考える企画を実施します。16時15分からは、炭谷会長にもご登壇いただく予定ですが、人権に関する市の取組について、市長などと一緒にお話をいただく予定です。最後、夜の時間は、アイヌの歌や舞踊の披露、そして映画上映を行う予定です。

同時並行で、地下スタジオという少し小さな部屋、定員70名ぐらいですが、この部屋を使

い、午前中はしょうがいしゃ支援課がフォーラムを企画しています。午後からは「ハムケ・共に」の皆さんによる企画で、朝鮮文化に触れる体験ということでチョゴリ撮影会、講演とシンポジウム、チャンゴとカヤグムの共演ということで演奏会を行っていただく予定です。夜は、NPOの方をお呼びし、無戸籍と伴走支援という内容についての講演会を行います。

定員が20名の「アトリエ」では、年齢に関係なく参加できるワークショップを終日行います。災害時の避難所運営に関するワークショップ、NTTドコモさんのご協力によるスマホの安全教室、アイヌの刺繍体験、聴覚障害者協会・手話サークル連絡会の方々による聞こえない人に伝えてみようというワークショップを予定しています。

2階のギャラリーでは、ハンセン病に関する写真展や、その他の様々な展示を行います。

11月25日以外にも多くのイベントを実施する予定でして、11月12日には、DVや虐待に関するNPOの方の講演、18日には公民館企画による映画上映会。こちらは、1月に実際に東京都中央卸売市場食肉市場の見学・学習会を予定してまして、小島委員にご協力いただいている企画となります。その他にも、11月29日のNPO法人ワンステップかたつむり国立さんによる劇や、12月9日にはスターバックスコーヒーnonowa 国立店さんのご協力による手話を使ったコーヒー淹れ方講座など、多くの企画がございます。

【炭谷会長】 本日の議題はすべて終了いたしました。今後とも円滑な会議進行に皆様方のご協力をお願いしたいと思います。本日はお疲れ様でございました。